

大津市通学路安全対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 市内の通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本方針(以下「基本方針」という。)の策定又は見直しに必要な情報交換を行うとともに、基本方針に基づく取組を継続的に推進するため、大津市通学路安全対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本方針の策定又は見直しに必要な情報交換に関すること。
- (2) 基本方針に基づく取組の継続的な実施に係る情報交換及び連携に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通学路の交通安全の確保に関し、教育委員会が必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者につき、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 滋賀国道事務所 総括保全対策官
- (2) 大津土木事務所道路計画課 課長
- (3) 大津警察署交通第一課 課長
- (4) 大津北警察署交通課 課長
- (5) 大津市こども未来部児童クラブ課 課長
- (6) 大津市建設部道路・河川管理課 課長
- (7) 大津市教育委員会事務局児童生徒支援課 課長

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、児童生徒支援課長をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、大津市教育委員会事務局児童生徒支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。